

## 岡山市のDV対策事業の現状

### 1 男女共同参画相談支援センター

- ・事業の内容 配偶者からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する人権侵害に関する相談に応じ、情報提供その他の支援を行う。所長、主事各1名（さんかく岡山職員兼務）、相談員（嘱託員）4名を配置。
- ・設置年月日 平成14年4月1日
- ・根拠条例等 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第21条

### 2 配偶者暴力相談支援センター

- ・事業の内容 改正DV防止法の施行（平成16年12月2日）により、市町村が設置する適当な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが可能となったことを受け、市の男女共同参画相談支援センターにおいて配偶者暴力相談支援センター業務を行う。
- ・設置年月日 平成16年12月2日
- ・根拠条例等 ①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第2項  
②岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例施行規則第11条

### 3 緊急一時保護（シェルター機能）

- ・事業の内容 ①DV被害者からの申し出により、配偶者暴力防止法による一時保護が開始されるまでの間、当該被害者とその同伴する家族を市が指定した保護施設において保護する。  
②当該緊急一時保護は相談専用電話（相談ほっとライン）により24時間対応で実施する。  
③市が緊急一時保護を決定した場合においては、市の依頼に基づき、両備グループタクシー関連各社がDV被害者を保護施設へ移送する。（「10 DV被害者緊急一時保護連携業務」を参照）
- ・開始年月日 平成14年4月1日
- ・根拠条例等 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第23条

### 4 DV防止法による一時保護の受託（シェルター機能）

- ・事業の内容 DV防止法に規定する県女性相談所（売春防止法上の婦人相談所）が実施する一時保護業務について、県女性相談所からの委託により、市施設において実施する。
- ・開始年月日 平成14年7月1日
- ・根拠条例等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第4項

### 5 自立支援のための保護（ステップハウス機能）

- ・事業の内容 配偶者暴力防止法による接近禁止の保護命令を受けた被害者及びその同伴する家族を、当該保護命令の効力が有する間、本市施設において保護する。
- ・開始年月日 平成14年4月1日
- ・根拠条例等 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第24条

### 6 公営住宅の優先入居等（ステップハウス機能）

- ・事業の内容 配偶者暴力防止法による保護命令の決定を受けた被害者について、岡山市営住宅条例及び同施行規則の規定の緩やかな運用により、入居者の選考に当たりその当選率を優遇する。
- ・開始年月日 平成14年9月
- ・根拠条例等 岡山市営住宅条例第8条第4項、同施行規則第5条第1項第3号

## 7 再生品等の優先的無償提供（ストックハウス機能）

- ・事業の内容 ①「東部リユースプラザ」において有償又は無償により提供している家具、家電製品などの再生品等を、DV被害者に対して無償で優先的に提供する。
- ②当該再生品等の提供は、本市男女共同参画相談支援センターの所長がDV被害者の自立のために生活用品の支給が必要であると認めたと者に対して行う。
- ・開始年月日 平成15年1月6日
- ・根拠条例等 東部リユースぶらざにおける再生品等の展示及び販売に関する要綱第4条

## 8 DV被害者サポーター等養成・活用事業

- ・事業の内容 DV被害者サポーター養成講座を開催し、DV被害者を直接又は間接に支援する市民ボランティアを養成する。平成15年度は、岡山県がDVの基礎知識の習得をめざす基礎講座を、岡山市がDV被害者に直接関わる力の修得をめざすフォロー講座を担当。平成16年度は、岡山県及び県下10市で構成する岡山県都市DV被害者サポーター養成事業実行委員会が実施。平成17年度は県下14市で構成する実行委員会が実施。
- ・開始年月日 平成15年7月
- ・根拠条例等 なし

## 9 住民票等交付制限

- ・事業の内容 DV及びストーカー行為等の加害者によるその被害者の住所の探索を防止するため、当該加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の請求については、不当な目的によることが明らかであるとして、住民基本台帳法の規定に基づき、それらの請求を拒む。
- ・開始年月日 平成16年7月1日（要綱実施）、平成16年10月1日（条例実施）
- ・根拠条例等 ①岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援のための住民基本台帳事務の取扱いに関する条例（平成16年10月1日施行）
- ②住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条（請求事由等を明らかにすることを要しない場合）、戸籍の附票の写しの交付に関する省令第2条（請求事由等を明らかにすることを要しない場合）
- ③住民基本台帳法第11条第3項（住民基本台帳の一部の写しの閲覧）、第12条第5項（住民票の写し等の交付）、第20条第2項（戸籍の附票の写しの交付）

## 10 DV被害者緊急一時保護連携業務

- ・事業の内容 ①市が「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」の規定に基づいてDV被害者の緊急一時保護を決定した場合において、市の依頼に基づき、両備グループタクシー関連各社がDV被害者を移送。
- ②DV被害者の移送に係る費用は両備グループが負担。
- ③市が保有する個人情報（保有個人情報）の適正管理。
- ④連携業務に従事する従業員に対しては事前研修を実施。
- ・開始年月日 平成16年12月2日
- ・根拠条例等 ①DV被害者緊急一時保護連携協定書（平成16年12月1日締結）
- ②保有個人情報の取扱委託に関する覚書（平成16年12月1日締結）

## 11 目的外使用による公営住宅への入居（ステップハウス機能）

- ・事業の内容 DV防止法による保護命令の決定を受けた被害者または一時保護が終了した者若しくは母子生活支援施設による保護が終了した者について、市営住宅への目的外使用による一時入居を認める。
- ・開始年月日 平成18年3月29日
- ・根拠条例等 ①配偶者からの暴力被害者の岡山市市営住宅の目的外使用に関する取扱方針（平成18年3月29日決裁）
- ②配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について（平成16年3月31日国住総第191号国土交通省住宅局長通知）

## 岡山市男女共同参画相談支援センターの概要

- 1 **設置の趣旨** 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例(さんかく条例)の規定に基づき、同条例第8条各号に掲げる行為(DV, セクハラ, その他の性別による差別的取扱い)を受けた者の相談に応じ、情報の提供その他の支援を行う。
- 2 **設置場所** 岡山市表町三丁目14番1-201号「アークスクエア表町」2階  
岡山市男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」内
- 3 **設置期日** 平成14年4月1日
- 4 **開館時間(相談受付時間)**  
水曜日～月曜日 午前10時～午後8時(午前10時～午後7時30分)  
日曜日、祝日 午前10時～午後5時(午前10時～午後4時30分)
- 5 **休館日** 毎週火曜日, 年末年始(12月29日～1月3日)
- 6 **人員体制** 所長1人 正規職員(「さんかく岡山」館長と兼務)  
主事1人 正規職員(「さんかく岡山」主事と兼務)  
相談員4人 嘱託職員(ローテーション勤務)
- 7 **相談業務**
  - (1) 一般相談 市相談支援センター相談員(4名)が応じる電話相談, 面接相談
  - (2) 特別相談 支援センターでの一般相談や各福祉事務所等の女性相談員による相談において必要と認められる者に対して, 女性の弁護士や精神科医師・心理カウンセラーが, それぞれ法律相談や心の悩み相談を行う。
- 8 **相談件数**

平成14年度	823件(うちDV相談 351件)	
平成15年度	1,484件(うちDV相談 532件)	
平成16年度	1,642件(うちDV相談 691件)	
平成17年度	2,085件(うちDV相談 991件)	※以上、一般相談のみ
- 9 **DV被害者緊急一時保護**

「さんかく条例」第23条の規定に基づき、24時間対応でDV被害者の緊急一時保護を実施。

※緊急一時保護実施件数		緊急一時保護電話(夜間等)
平成14年度	8件	31件
平成15年度	7件	27件
平成16年度	10件	20件
平成17年度	7件	14件

## 10 配偶者暴力相談支援センター業務の開始

(1) 法的根拠 改正DV防止法（平成16年12月2日施行）の規定に基づき、配偶者暴力相談支援センター業務を開始。

(2) 開始期日 平成16年12月2日

(3) 配暴センター業務開始に伴い付加される業務

- ・保護命令事件の裁判に際しての裁判所からの求めに応じて、相談又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面を提出。（平成18年3月末現在累計 15件）
- ・「岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援のための住民基本台帳事務の取扱いに関する条例」に基づく支援措置の必要性の認定。（平成18年3月末現在累計 9件）

